

中核的労働要求事項に関する方針声明

当社は FSC COC 規格 (FSC-STD-40-003 V3-1) で示される中核的労働要求事項を尊重し、森林認証に係る労働者の人権を擁護するために以下の通り方針を声明いたします。

1. 児童労働の禁止

法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。

2. 強制労働の禁止

いかなる就業形態においても不当な労働を強制しません。

3. 雇用と職業における差別の排除

基本的人権を尊重し、国籍・人種・性別・宗教・疾病などによる差別、人権を無視する行為を行いません。

4. 結社の自由と団体交渉権の尊重

結社の自由と労使間協議を目的とした団体交渉権を尊重します。

2022年 9月 1日
大黒工業株式会社
代表取締役 石川力也